	国家公務員共済組合法第七十九条第二項（私学共済法第二十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法第百八条の二第一項（私学共済法第二十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第九十六条第一項において準用する国共済法第七十九条第二項（私学共済法第二十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第九十六条第一項において準用する国共済法第八十一条第二項の規定にかかわらず、その額	共済年金各法の定めるところにより	国家公務員共済組合法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算	改正前協定実施特例法第九条第一項	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二十九条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分	九十六条において同じ。）第二十五条においてそれぞれ準用する私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりなおその例によることとされる昭和六十年国共改正法附則第二十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済法第七十八条第一項に規定する給付であって、第九十六条において同じ。）のうち退職共済年金に加算する金額に相当する部分
	国家公務員共済組合法第九十九条第二項（私学共済法第二十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第九十六条第一項において準用する国共済法第八十一条第二項の規定にかかわらず、その額	共済年金各法の定めるところにより	国家公務員共済組合法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算	改正前協定実施特例法第九条第一項	地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算	私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算	国共済法第九十九条第二項（私学共済法第二十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第九十六条第一項において準用する国共済法第八十一条第二項の規定にかかわらず、その額	共済年金各法の定めるところにより	国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算	改正前協定実施特例法第九条第一項
平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地共済法及び平成二十四年一元化法改正前私学共済法の規定の例により	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第九十九条の三の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分	平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前私学共済法の規定の例により	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十条の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分	改正前協定実施特例政令第三十三条第二号	国家公務員共済組合の組合員期間	厚生年金保険の被保険者期間を	第一号厚生年金被保険者期間を	改正前協定実施特例政令第三十三条第一号	厚生年金保険の被保険者期間（当該厚生年金保険の被保険者期間	共済年金各法の定めるところにより	平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地共済法及び平成二十四年一元化法改正前私学共済法の例により	私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共改正法附則第二十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分	地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二十九条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分
その額																	
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この項において「昭和六十年国共改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定により平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分	その額	平成二十四年一元化法改正前国共済法、平成二十四年一元化法改正前地共済法及び平成二十四年一元化法改正前私学共済法の規定の例により	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十条の規定により平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち遺族共済年金に加算する金額に相当する部分	改正前協定実施特例政令第三十三条第三号	地方公務員共済組合の組合員期間	厚生年金保険の被保険者期間	第一号厚生年金被保険者期間	改正前協定実施特例政令第三十三条第四号	私立学校教職員共済法による加入者期間	若しくは共済年金各法による	当該共済年金各法による	厚生年金保険の被保険者期間	若しくは共済年金各法による	改正前協定実施特例政令第三十六条第二項第一号